

平成十九年七月三日提出  
質問第四六一号

「消えた年金」問題に関する質問主意書

提出者  
園田康博

461

「消えた年金」問題に関する質問主意書

一 宙に浮いた年金記録が五〇〇〇万件存在するが、この年金記録問題を解決するためにも左記の数値（いずれも厚生年金・国民年金別）を明らかにする必要があると考えるがいかがか。また、左記の数値はそれぞれいくらか。

(一) 死亡したと考えられる者の記録件数

(二) 受給資格を得ていないと考えられる者の記録件数

(三) 一時金を受給したと考えられる者の記録件数

(四) 納付保険料総額

(五) (四)の額に基づく給付見込額（納付保険料が全て給付に結びつくとして試算）

(六) (四)の額のうち、現在六〇歳以上である者の納付総額

(七) (六)の額に基づく給付見込額（納付保険料が全て給付に結びつくとして試算）

二 一において明らかにできない数値があるならば、その理由をお示しいただきたい。

三 コンピュータに入力されていない一四三〇万件（厚生年金喪失台帳）の問題を解決するためにも左記の

数値を明らかにされたい。

- (一) 記録（マイクロフィルム）の所在地（保存している建物の名称、保存室の所在場所）
  - (二) マイクロフィルムの巻数
  - (三) 死亡したと考えられる者の記録件数
  - (四) 受給資格を得ていないと考えられる者の記録件数
  - (五) 一時金を受給したと考えられる者の記録件数
  - (六) 基礎年金番号に付番・統合されている記録の件数
  - (七) 過去三年間の毎年度の当該記録の照会件数
- 四 三において明らかにできない数値があるならば、その理由をお示しいただきたい。
- 五 「年金記録相談の特別強化体制」の直近の結果（H一八・八～H一九・五、既に報告されている三月末までの状況を五月末まで更新したもの）はどのようなものかお示しいただきたい。
- 六 社会保険事務所に照会申出書を提出し、本人申し立て通りに記録の全部を確認できた者のうち、宙に浮いた年金記録の突合ができたことにより記録を確認できたもの、コンピュータ以外の記録媒体（台帳等）

との突合により記録を確認した数、コンピュータ上の入力 of 修正により記録を確認した数はいくらか。

七 年金記録問題を解決するためにも、社会保険事務所に照会申出書を提出し、本人申し立ての一部を確認できた者のうち、記録を確認した数はいくらか明らかにする必要があると考えるがいかがか。また左記の数値はそれぞれいくらか。

(一) 宙に浮いた年金記録の突合ができたことによるもの

(二) コンピュータ以外の記録媒体（台帳等）との突合によるもの

(三) コンピュータ上の入力 of 修正によるもの

八 社会保険庁及び市町村には記録が無いが、本人の所有する領収書等によって記録の訂正を行ったのは何件か。

九 八において訂正を行ったもののうち、訂正の根拠別（領収書等の提出、証言、申し立ての合理性等（別）の訂正件数はそれぞれだけあるのか。

十 「年金記録相談の特別強化体制」の直近の結果について、社会保険庁及び市町村には記録が無いが、本人の所有する領収書等によって記録の訂正を行った件数は平成一八年八月から一二月までは五五件であつ

たが、なぜそれ以降の件数を公表しないのか。平成一九年一月から五月までの各月の件数をお示しいただきたい。

十一 四月二七日現在で本庁・年金記録チームで受け付けた二六二件の現在の処理状況（確認・一部確認・未確認・処理中）はどうなっているのか。

十二 十一において、現時点で本庁チームが扱っている記録の件数はいくらか。

十三年金に対する不安が高まる中で、納付記録がどのように保存されているのか国民にとってわかりにくい。どのような状況にあるのか明らかにする必要があると考えるがいかがか。また左記の数値や場所等の情報も明らかにされたい。

(一) 社会保険庁コンピュータに現在ある納付記録件数（厚生年金・国民年金の別）

(二) 社会保険庁が保有する納付記録のうち、コンピュータ上の記録以外の全ての記録について保存形

態別（紙台帳、パンチカード・マイクロフィルム等）の記録件数

(三) (二)のうち、紙台帳にはどのような記録が保存され、どこに保管されているか。

(四) (二)のうち、パンチカードにはどのような記録が保存され、どこに保管されているか。

(五) (二)のうち、マイクロフィルムにはどのような記録が保存され、どこに保管されているか。

(六) 社会保険庁がこれまで廃棄した納付記録の概要（廃棄時期、廃棄理由、廃棄記録の種類、廃棄記録件数）

(七) 市町村が現在保有する被保険者名簿の記録件数

(八) 市町村がこれまで廃棄した納付記録の概要（廃棄時期、廃棄理由、廃棄記録の種類、廃棄記録件数）

十四 十三において、状況を把握されていないのであれば、どのように一年以内に統合するのかお示しいただきたい。

十五 第三者委員会の設置根拠となる閣議決定文書を閲覧することは可能か。

十六 第三者委員会がどのように運営されているのか国民にとって不明な部分が多い。年金記録問題に対する国民の不信をなくすためにも、次の運営状況を明らかにされたい。

(一) 設置委員会数

(二) 委員数（常勤・非常勤の別）、委員の選任方法及び委員の報酬額

(三) 委員会の所掌事務及び法律上の権能

(四) 秘密保持の方法

十七 宙に浮いた年金記録五〇〇〇万件と受給者三〇〇〇万人の基礎年金番号をいかに突合していくのか、国民にはわかりにくく、本当に一年で突合できるのか不明である。どのように進めていくのか、運用状況等をお示しいただきたい。

(一) 突合及びその後の統合・給付額改訂までのスケジュール

(二) 検索ソフトの発注先選定方法（発注先が決定していれば、その名称と発注理由）

(三) 費用（ソフト開発、通知その他）

(四) 平成九年から行っている「基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険等の情報を突合し、氏名、生年月日及び性別が一致する方を抽出」する作業との相違点

十八 十七において明らかにできないのであれば、その理由は何か。

十九 コンピュータ上の記録と紙台帳・マイクロフィルム等との突合スケジュールの発表見込み時期はいつ明らかになるのか、またその突合にかかる費用の見込みを明らかにされたい。

右質問する。